

## 生駒市公文書適正化検討委員会設置要綱

### (設置)

第1条 本市の事務事業の実施に関して市職員により適正に文書が作成されることに資するため、生駒市公文書適正化検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について検討し、市長に提言する。

- (1) 事務事業の実施に関し必要となる文書の作成の時期に関すること。
- (2) その他市長が必要と認める事項

### (委員)

第3条 委員会の委員は、6人とする。

2 委員は、次のとおりとする。

- (1) 学識経験者のうちから市長が依頼した者
- (2) 企画財政部長、建設部長及び水道局長

### (委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会の会議を主宰する。

### (会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集する。

2 委員長は、必要に応じて関係者の会議への出席を求めることができる。

### (庶務)

第6条 委員会の庶務は、総務課文書法制係において行う。

### (委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

### 附 則

1 この要綱は、平成20年10月14日から施行する。

2 委員会の設置期間は、平成21年1月31日までとする。